

宮崎県介護員養成研修免除要領

平成 30 年 7 月 5 日
福祉保健部長寿介護課

第 1 章 総則

1 趣旨

この要領は、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成 24 年 3 月 28 日付け老振発第 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）において、各都道府県の判断で介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程の全部又は一部を免除できるとされていることについて、その具体的な取扱いを定める。

第 2 章 介護職員初任者研修課程

2 介護職員初任者研修課程の全科目免除

以下の者は、介護職員初任者研修の修了者とみなし、看護師等の免許証又は実務者研修修了証明書をもって、介護職員初任者研修の修了証明書に代えるものとする。

- (1) 看護師等（看護師、准看護師及び保健師）の資格を有する者
- (2) 実務者研修を修了している者

3 介護職員初任者研修課程の一部科目免除

- (1) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）の基礎講座及び入門講座を修了している者は、取扱細則別添 2 で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除する。
- (2) 生活援助従事者研修を修了している者は、取扱細則別添 2 で示す科目の読み替えに従い、研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。

第 3 章 生活援助従事者研修課程

4 生活援助従事者研修課程の全科目免除

以下の者は、生活援助従事者研修の修了者とみなし、看護師等の免許証、実務者研修修了証明書又は介護職員初任者研修修了証明書をもって、生活援助従事者研修の修了証明書に代えるものとする。

- (1) 看護師等（看護師、准看護師及び保健師）の資格を有する者
- (2) 実務者研修を修了している者
- (3) 介護職員初任者研修を修了している者

5 生活援助従事者研修課程の一部科目免除

入門的研修の基礎講座及び入門講座を修了している者は、取扱細則別添 7 で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。
- 2 「宮崎県介護職員初任者研修課程免除要領」(平成 24 年 11 月 1 日付け長寿介護課定め)は、平成 30 年 7 月 4 日をもって廃止する。
- 3 この要領は、令和元年 7 月 10 日から施行する。